令和３年８月２６日公布
我孫子市規則第５８号

押印を求める手続の見直し等に伴う関係規則の整備に関する規則

（我孫　子市農業振興資金融資条例施行規則等の一部改正）

第１条　次に掲げる規則の規定中「㊞」を削る。

（１）　我孫子市農業振興資金融資条例施行規則（昭和４９年規則第１５号）第１号様式、第２号様式、第５号様式、第６号様式及び第８号様式

（２）　我孫子市知的障害者福祉法施行細則（昭和５８年規則第１０号）様式第３号、様式第８号及び様式第２０号

（３）　我孫子市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例施行規則（平成２３年規則第６号）様式第２号

（４）　我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る保育料の徴収等に関する規則（平成２７年規則第１９号）様式第１号及び様式第３号

（５）　我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例施行規則（平成２９年規則第９号）様式第２号、様式第３号及び様式第５号

（６）　我孫子市手賀沼親水広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成２９年規則第２８号）様式第８号

（我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成７年規則第４３号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中

「住所　　「住所

氏名　　㊞」を　氏名　　」に、「必要です。」を「必要です。申請の際は、本人又は代理人であることを確認できる官公署が発行した顔写真付きの免許証・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）で、有効期間内のものを提示してください。」に、「個人の印鑑を押印してください」を「個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を申請書に添付してください」に、「記載の上、代理人の印鑑を押印してくだ

さい」を「記載してください」に改める。

様式第３号中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に、「必要です。」を「必要です。申請の際は、本人又は代理人であることを確認できる官公署が発行した顔写真付きの免許証・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）で、有効期間内のものを提示してください。」に、「記載の上、印鑑を押印してください」を「記載してください」に改める。

様式第５号中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に、「必要です。」を「必要です。申請の際は、本人又は代理人であることを確認できる官公署が発行した顔写真付きの免許証・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）で、有効期間内のものを提示してください。」に、「に押印してください」を「に押印し、印鑑登録証明書を申請書に添付してください」に、「記載の上、印鑑を押印してください」を「記載してください」に改める。

（我孫子市基準該当障害福祉サービス事業者の登録及び特例介護給付費の支給に関する規則の一部改正）

第３条　我孫子市基準該当障害福祉サービス事業者の登録及び特例介護給付費の支給に関する規則（平成１８年規則第４４号）の一部を次のように改正する。

様式第１号、様式第４号及び様式第５号中「㊞」を削る。

様式第６号中「特例介護給付費等の代理受領に係る申出書」を「特例介護給付費の代理受領に係る申出書」に改め、「㊞」を削る。

（我孫子市建築基準法施行細則の一部改正）

第４条　我孫子市建築基準法施行細則（平成２４年規則第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（名義変更届） 第11条　確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物、	（名義変更届） 第11条　確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物、

建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）に変更があったときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が**連名で**名義変更届出書（様式第11号）に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類（以下「確認済証等」という。）を添えて市長又は建築主事に届け出なければならない。建築主等の住所又は氏名に変更があったときも、同様とする。	建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に当該建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）に変更があったときは、変更前の建築主等と変更後の建築主等が**連署して**名義変更届出書（様式第11号）に当該建築物、建築設備又は工作物の確認等を証する書類（以下「確認済証等」という。）を添えて市長又は建築主事に届け出なければならない。建築主等の住所又は氏名に変更があったときも、同様とする。
2　略	2　略

様式第３号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより押印を省略することができます。

２　※印のある欄には、記入しないでください。

３　完了検査申請書提出後の変更は、認められません。

４　２の欄は、建築士が設計したものである場合に記入してください。

５　７の欄は、政令第２条第１項第４号ただし書に規定する自動車車庫等の面積を（　）内に記入してください。

６　許可通知書、認定通知書又は承認通知書及び変更図書を添えてください。」を

「注１　※印のある欄には、記入しないでください。
２　完了検査申請書提出後の変更は、認められません。
３　２の欄は、建築士が設計したものである場合に記入してください。
４　７の欄は、政令第２条第１項第４号ただし書に規定する自動車車庫等の面積を（　）内に記入してください。
５　許可通知書、認定通知書又は承認通知書及び変更図書を添えてください。」に改める。

様式第５号及び様式第７号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、
「注１　個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより押印を省略することができます。
２　※印のある欄には、記入しないでください。」を
「注　※印のある欄には、記入しないでください。」に改める。

様式第９号中「㊞」を削り、
「注１　個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより押印を省略することができます。
２　届出人は、認定建築主です。
３　８の欄は、確認申請又は計画通知が不要な工事の場合は、記入の必要がありません。
４　９の欄は、認定通知書で認められた今回の工事の概要について記入してください。」を
「注１　届出人は、認定建築主です。
２　８の欄は、確認申請又は計画通知が不要な工事の場合は、記入の必要がありません。
３　９の欄は、認定通知書で認められた今回の工事の概要について記入してください。」に改める。

様式第１０号中「㊞」を削り、

「注１　個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより押印を省略することができます。
２　届出人は、認定建築主です。
３　８の欄は、認定通知書で認められた今回の工事の概要について記入してください。」を
「注１　届出人は、認定建築主です。
２　８の欄は、認定通知書で認められた今回の工事の概要について記入してください。」に
改める。

様式第１１号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、
「注１　届出人は、変更前と変更後の建築主等が連署して提出してください。
２　個人が届け出る場合は、申請者の氏名を自署することにより押印を省略することができます。
３　※印のある欄には、記入しないでください。
４　確認済証等の通知書を添えてください。」を
「注１　届出人は、変更前と変更後の建築主等が連名で提出してください。
２　※印のある欄には、記入しないでください。
３　確認済証等の通知書を添えてください。」に
改める。

様式第１３号中「㊞」を削り、

「注１　個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより押印を省略することができます。

２　この届出書を提出した後に変更が生じたときは、その都度届出が必要です。

３　４欄は、代表となる工事監理者及び届出に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。変更の場合には、変更後のすべての工事監理者について記入してください。

４　５欄は、工事施工者が２以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。変更の場合には、変更後の工事施工者について記入してください。」を

「注１　この届出書を提出した後に変更が生じたときは、その都度届出が必要です。

２　４欄は、代表となる工事監理者及び届出に係る建築物に係る他の全ての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。変更の場合には、変更後の全ての工事監理者について記入してください。

３　５欄は、工事施工者が２以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。変更の場合には、変更後の工事施工者について記入してください。」に

改める。

様式第１５号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより押印を省略することができます。

２　※印のある欄には、記入しないでください。」を

「注　※印のある欄には、記入しないでください。」に

改める。

様式第１６号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより押印を省略することができます。

２　※印のある欄には、記入しないでください。

３　確認済証等の通知書を添えてください。　」を

「注１　※印のある欄には、記入しないでください。

２　確認済証等の通知書を添えてください。　」に

改める。

様式第１７号中「㊞」を削り、

「注１　個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより押印を省略することができます。

２　所有者と管理者が異なる場合の届出は、管理者が行ってください。

３　届出書は、一基（一設備）ごとに提出してください。　」を

「注１　所有者と管理者が異なる場合の届出は、管理者が行ってください。

２　届出書は、一基（一設備）ごとに提出してください。　」に

改める。

様式第１８号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより押印を省略することができます。

２　※印のある欄には、記入しないでください。

３　５の欄は、建築基準法第４２条第１項第４号の場合のみ記入してください。

４　６の欄は、建築基準法第４２条第１項第５号の場合のみ記入してください。　」を

「注１　※印のある欄には、記入しないでください。

２　５の欄は、建築基準法第４２条第１項第４号の場合のみ記入してください。

３　６の欄は、建築基準法第４２条第１項第５号の場合のみ記入してください。」に改める。

様式第２０号中「氏名・印」を「氏名」に改め、「㊞」を削り、

「７　隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。

８　※印のある欄には、記入しないでください。」を

「７　隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。」に改める。

（我孫子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第５条　我孫子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第３１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（地震に対する安全性に関する報告） 第３条　法第13条第１項、**第15条第４項**、**第24条第１項**及び**第27条第４項**の規定による報告は、建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第１号）に必要な書類及び図面を添えて市長に行うものとする。	（地震に対する安全性に関する報告） 第３条　法第13条第１項、**法第15条第４項**、**法第24条第１項**及び**法第27条第４項**の規定による報告は、建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第１号）に必要な書類及び図面を添えて市長に行うものとする。
（名義変更届） 第６条　認定事業者は、法第19条に規定する計画認定建築物の耐震改修の工事が完了する前に認定事業者の**名**	（名義変更届） 第６条　認定事業者は、法第19条に規定する計画認定建築物の耐震改修の工事が完了する前に認定事業者の**変**

義の変更があったときは、変更前の認定事業者と変更後の認定事業者が**連名で**名義変更届（様式第５号）に法第17条第２項第４号に規定する建築物の耐震改修の事業に関する資金計画及び認定を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。	**更をしようとする**ときは、変更前の認定事業者と変更後の認定事業者が**連署して**名義変更届（様式第５号）に法第17条第２項第４号に規定する建築物の耐震改修の事業に関する資金計画及び認定を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。
２　略	２　略

様式第１号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が報告する場合は、建築物の所有者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

２　※印のある欄は、記入しないでください。

３　下線部は、法第１３条第１項、法第１５条第４項、法第２４条第１項及び法第２７条第４項のいずれかを記載してください。　」を

「注１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　下線部は、法第１３条第１項、第１５条第４項、第２４条第１項又は第２７条第４項のいずれかを記載してください。　」に改める。

様式第３号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

２　計画認定通知書並びに計画の変更に係る書類及び図面を添付してください。

３　※印のある欄は、記入しないでください。　」を

「注１　計画認定通知書並びに計画の変更に係る書類及び図面を添付してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。　」に改める。

様式第５号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　届出人は、新旧の認定事業者が連署して提出してください。なお、個人が届け出る場合は、届出人の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。　」を

「注１　届出人は、変更前と変更後の名義人が連名で提出してください。」に改める。

様式第７号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が報告する場合は、認定事業者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

２　※印のある欄は、記入しないでください。　」を

「注　※印のある欄は、記入しないでください。　」に改める。

様式第８号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

２　※印のある欄は、記入しないでください。　」を

「注　※印のある欄は、記入しないでください。　」に改める。

様式第９号中「㊞」を削り、「係員印」を「担当者」に、

「注１　個人が届け出る場合は、認定事業者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

２　認定通知書（計画の変更の認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。

３　※印のある欄は、記入しないでください。　」を

「注１　認定通知書（計画の変更の認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書）を添付してください。

２　※印のある欄は、記入しないでください。　」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の次の各号に掲げる規則の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

（１）　我孫子市農業振興資金融資条例施行規則

（２）　我孫子市知的障害者福祉法施行細則

（３）　我孫子市税外収入金に係る延滞金徴収に関する条例施行規則

（４）　我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る保育料の徴収等に関する規則

（５）　我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例施行規則

（６）　我孫子市手賀沼親水広場の設置及び管理に関する条例施行規則

（７）　我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

（８）　我孫子市基準該当障害福祉サービス事業者の登録及び特例介護給付費の支給に関する規則

（９）　我孫子市建築基準法施行細則

（１０）　我孫子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則